## 児童クラブ利用に関する同意書

<b>₩</b> 4⊓=	⊨ ⊨ =	本.	$\overline{}$
大和市	ᅏᄖ	め	C

 <u> </u>		
フリガナ	フリガナ	
児音名:	児童名:	

No	確認事項	同意欄 (○を記入 してください)
1	児童クラブの申請内容を確認するために、住民登録情報を照会することがあります。	
2	児童クラブは集団生活の場であり、原則、個別に児童の保育は出来ません。	
3	児童クラブは、原則、事前に届出された理由以外の私的な用事等では利用出来ません。	
4	児童の出席・欠席連絡や、緊急時の連絡など、保護者の皆さまとこども青少年みらい課、児童クラブが連絡	
4	に使用するツールである児童クラブ業務支援システム「コドモン」の登録にご協力をお願いします。	
5	児童の健全育成の視点から、必要に応じて、保育園、学校及び放課後デイサービス等の関係機関と連携し、	
	児童の生活状況等に関し、情報交換や情報共有を図ることがあります。	
6	児童クラブでの生活の様子により、必要に応じ、今後の保育の進め方についてご相談させていただく場合が	
	あります。	
7	申請内容が事実に反したものである場合は審査対象となりません。また、入会承認決定後に申請内容が事	
	実に反したものであることが判明したときは、入会承認を取り消す場合があります。	
8	求職中の場合、入会申請は出来ません。また、育児休業等の取得中は、入会申請・在籍が出来ません(入会希	
	望日以前の日付で復職(予定)年月日が明記された就労証明書が提出できる場合を除きます)。	
9	減免を受けた方が、減免事由に該当しなくなった場合や減免事由・世帯構成等が変更になった場合、速やか	
	にこども青少年みらい課へ連絡してください。	
10	入会申請書に記載した内容に変更が生じる場合や就労先・就労状況が変わることになった場合、速やかに児	
10	童クラブへ申し出てください。	
11	児童クラブの利用は保護者の就労状況に基づくため、変則就労(不定休やシフト制勤務などが該当します)	
	の場合、毎月職場で発行されるシフト表などを提出してください。	
12	児童のお迎えは必ず午後7時までに行ってください(児童クラブは午後7時閉所です)。なお、継続してお迎	
12	えの時間を超過する場合は、入会承認を取り消すことがあります。	
13	送迎は、徒歩又は自転車で行ってください(原則、車での送迎は禁止です)。	
14	各児童クラブが開催する説明会には、必ず参加してください(原則、継続入会の方も含まれます)。	
15	緊急時に、保護者に連絡が取れない場合、「個人カード・防災カード」に記入いただいた方に連絡し、お迎え	
15	をお願いする場合があります。	
16	育成料を3か月以上にわたり滞納した場合には、入会承認が取り消しとなります。	
17	児童クラブを退会する場合、退会日よりも前に「児童クラブ退会届(退会・入会辞退)」を児童クラブ又は	
' /	こども青少年みらい課へ提出してください(書類での提出がないと、欠席扱いとなり育成料がかかります)。	
18	大和市放課後児童クラブ入会案内の内容を読み、児童クラブの手続きや利用の方法をよく理解したうえで、	
10	申請・利用してください。	

児童クラブの利用にあたり、申請者及び同居する家族全員が、 全ての事項について確認し、同意いたしました。

年 月 日

申請者(自署)氏名